

損害保険料控除制度(改正前)

短期契約	対象種目	火災、傷害、地震等																	
	対象契約	下記の長期契約以外の契約																	
	控除限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>控除対象保険料</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得税</td> <td>2,000円以下</td> <td>控除対象保険料全額</td> </tr> <tr> <td>2,000円超 4,000円以下</td> <td>控除対象保険料 × 1/2 + 1,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000円超</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住民税</td> <td>1,000円以下</td> <td>控除対象保険料全額</td> </tr> <tr> <td>1,000円超 3,000円以下</td> <td>控除対象保険料 × 1/2 + 500円</td> </tr> <tr> <td>3,000円超</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			控除対象保険料	控除限度額	所得税	2,000円以下	控除対象保険料全額	2,000円超 4,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 1,000円	4,000円超	3,000円	住民税	1,000円以下	控除対象保険料全額	1,000円超 3,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 500円	3,000円超
	控除対象保険料	控除限度額																	
所得税	2,000円以下	控除対象保険料全額																	
	2,000円超 4,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 1,000円																	
	4,000円超	3,000円																	
住民税	1,000円以下	控除対象保険料全額																	
	1,000円超 3,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 500円																	
	3,000円超	2,000円																	

長期契約	対象種目	火災、傷害																	
	対象契約	保険期間10年以上の 満期返戻金がある積立保険契約																	
	控除限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>控除対象保険料</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得税</td> <td>10,000円以下</td> <td>控除対象保険料全額</td> </tr> <tr> <td>10,000円超 20,000円以下</td> <td>控除対象保険料 × 1/2 + 5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円超</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住民税</td> <td>5,000円以下</td> <td>控除対象保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>控除対象保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			控除対象保険料	控除限度額	所得税	10,000円以下	控除対象保険料全額	10,000円超 20,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 5,000円	20,000円超	15,000円	住民税	5,000円以下	控除対象保険料全額	5,000円超 15,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 2,500円	15,000円超
	控除対象保険料	控除限度額																	
所得税	10,000円以下	控除対象保険料全額																	
	10,000円超 20,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 5,000円																	
	20,000円超	15,000円																	
住民税	5,000円以下	控除対象保険料全額																	
	5,000円超 15,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 2,500円																	
	15,000円超	10,000円																	

注: 短期契約と長期契約の合算控除限度額は、所得税15,000円、住民税10,000円

地震保険料控除制度(改正後)

<p>・平成18年分の所得控除までで廃止される。 (住民税については平成19年度分で廃止される。)</p>														
対象契約	地震・噴火・津波による居住用財産の 火災、損壊、埋没または流失によって 生じた損失の額を填補する保険契約 ＝主に家計地震保険													
控除限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>控除対象保険料</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得税</td> <td>50,000円以下</td> <td>控除対象保険料全額</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住民税</td> <td>50,000円以下</td> <td>控除対象保険料 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>		控除対象保険料	控除限度額	所得税	50,000円以下	控除対象保険料全額	50,000円超	50,000円	住民税	50,000円以下	控除対象保険料 × 1/2	50,000円超	25,000円
	控除対象保険料	控除限度額												
所得税	50,000円以下	控除対象保険料全額												
	50,000円超	50,000円												
住民税	50,000円以下	控除対象保険料 × 1/2												
	50,000円超	25,000円												
適用開始	<p>・所得税＝平成19年分以降 ・住民税＝平成20年度分以降</p>													

・改正前に同じ。
・平成18年12月31日以前始期のものに限る。
・保険期間の途中で保険料が変更(増減を問わず)する
異動が生じた場合には経過措置の対象外になる。
(詳細は現在国税庁が策定中。)

注: 地震保険料控除と経過措置の長期契約の合算控除限度額は、所得税50,000円、住民税25,000円。ただし、双方に該当する保険契約(例えば、地震保険を付帯した積立火災)については、いずれかの控除しか認められない。
注: 2006年分の損害保険料控除については変更なし。また、生命保険控除(損保商品では、所得補償・介護補償・医療保険などが対象)についても変更なし。